



平成 30 年 7 月 17 日

平成30年台風 7 号及び前線等に伴う大雨により被害を受けられた皆様へ

平成30年台風 7 号及び前線等に伴う大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	 0 1 2 0 - 8 2 6 - 5 6 6 (平日：午前 9 時～午後 5 時30分)
	 0 3 - 6 2 0 5 - 7 9 1 1 (平日：午前 9 時～午後 5 時30分)

弊社では災害救助法が適用された地域でご契約をいただいている皆様を対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社代理店または以下の弊社担当窓口までお申し出ください。

<特別措置の内容>

1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、6ヵ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から6ヵ月後の末日までに継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、6ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から6ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。

適用地域

	適用市町村	適用日
高知県	安芸市(あきし)、香南市(こうなんし)、長岡郡本山町(ながおかぐんもとやちょう)	平成 30 年 7 月 6 日
	宿毛市(すくもし)	平成 30 年 7 月 7 日
	土佐清水市(とさしみずし)、幡多郡三原村(はたぐんみはらむら)、幡多郡大月町(はたぐんおおつきちょう)	平成 30 年 7 月 8 日
鳥取県	鳥取市(とっとりし)、八頭郡若桜町(やずぐんわかさちょう)、八頭郡智頭町(やずぐんちづちょう)、八頭郡八頭町(やずぐんやずちょう)、東伯郡三朝町(とうはくぐんみささちょう)、西伯郡南部町(さいはくぐんなんぶちょう)、西伯郡伯耆町(さいはくぐんほうきちょう)、日野郡日南町(ひのぐんにちなんちょう)、日野郡日野町(ひのぐんひのちょう)、日野郡江府町(ひのぐんこうふちょう)	平成 30 年 7 月 6 日
広島県	広島市(ひろしまし)、呉市(くれし)、竹原市(たけはらし)、三原市(みはらし)、尾道市(おのみちし)、福山市(ふくやまし)、府中市(ふちゅうし)、東広島市(ひがしひろしまし)、江田島市(えたじまし)、安芸郡府中町(あ	平成 30 年 7 月 5 日

適用市町村		適用日
	きぐんふちゅうちょう)、安芸郡海田町 (あきぐんかいたちょう)、安芸郡熊野町 (あきぐんくまのちょう)、安芸郡坂町 (あきぐんさかちょう)	
岡山県	岡山市 (おかやまし)、倉敷市 (くらしきし)、玉野市 (たまのし)、笠岡市 (かさおかし)、井原市 (いばらし)、総社市 (そうじゃし)、高梁市 (たかはしし)、新見市 (にいみし)、瀬戸内市 (せとうちし)、赤磐市 (あかいわし) 真庭市 (まにわし)、浅口市 (あさくちし)、都窪郡早島町 (つくぼぐんはやしまちょう)、浅口郡里庄町 (あさくちぐんさとしょうちょう)、苫田郡鏡野町 (とまたぐんかがみのちょう)、英田郡西粟倉村 (あいだぐんにしあわくらそん)、加賀郡吉備中央町 (かがぐんきびちゅうおうちょう)	平成 30 年 7 月 5 日
	小田郡矢掛町 (おだぐんやかげちょう)	平成 30 年 7 月 6 日
京都府	福知山市 (ふくちやまし)、舞鶴市 (まいづるし)、綾部市 (あやべし)、宮津市 (みやづし)、京丹後市 (きょうたんごし)、南丹市 (なんたんし)、船井郡京丹波町 (ふないぐんきょうたんばちょう)、与謝郡伊根町 (よさぐんいねちょう)、与謝郡与謝野町 (よさぐんよさのちょう)	平成 30 年 7 月 5 日
兵庫県	豊岡市 (とよおかし)、篠山市 (ささやまし)、朝来市 (あさごし)、宍粟市 (しろうし)、赤穂郡上郡町 (あこうぐんかみごおりちょう)、美方郡香美町 (みかたぐんかみちょう)	平成 30 年 7 月 5 日
	姫路市 (ひめじし)、西脇市 (にしわきし)、丹波市 (たんばし)、多可郡多可町 (たかぐんたかちょう)、佐用郡佐用町 (さようぐんさようちょう)	平成 30 年 7 月 6 日
	養父市 (やぶし)、たつの市 (たつのし)、神崎郡市川町 (かんざきぐんいちかわちょう)、神崎郡神河町 (かんざきぐんかみかわちょう)	平成 30 年 7 月 7 日
愛媛県	今治市 (いまばりし)、宇和島市 (うわじまし)、大洲市 (おおずし)、西予市 (せいよし)、北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう)、北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんきほくちょう)	平成 30 年 7 月 5 日
岐阜県	高山市 (たかやまし)、関市 (せきし)、中津川市 (なかつがわし)、恵那市 (えなし)、美濃加茂市 (みのかもし) 可児市 (かにし)、山県市 (やまがたし)、飛騨市 (ひだし) 本巣市 (もとすし)、郡上市 (ぐじょうし)、下呂市 (げろし)、加茂郡坂祝町 (かもぐんさかほぎちょう)、加茂郡七宗町 (かもぐんひちそうちょう)、加茂郡八百津町 (かもぐんやおつちょう)、加茂郡白川町 (かもぐんしらかわち	平成 30 年 7 月 6 日

適用市町村		適用日
	ょう)、加茂郡東白川村 (かもぐんひがししらかわむら)、大野郡白川村 (おおのぐんしらかわむら)	
	岐阜市 (ぎふし)、美濃市 (みのし)、加茂郡富加町 (かもぐんとみかちょう)、加茂郡川辺町 (かもぐんかわべちょう)	平成 30 年 7 月 8 日
福岡県	飯塚市 (いづかし)	平成 30 年 7 月 5 日
島根県	江津市 (ごうつし)	平成 30 年 7 月 6 日
山口県	岩国市 (いわくにし)	平成 30 年 7 月 6 日

猶予期日

平成 31 年 1 月 31 日

特別措置に関する 弊社ご連絡先	日本支社：03-5511-6565 (代) (平日：午前9時～午後5時30分) 大阪営業部：06-6245-5447 (平日：午前9時～午後5時30分)
--------------------	---